主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人佐藤軍七郎の上告理由第一点および第二点について。

原判決(その引用する第一審判決を含む。以下同じ。)の適法に確定した事実によれば、訴外Dは、同人を代表取締役とするE株式会社が手形取引停止処分を受けたので、おそくとも昭和四一年三月からF銀行G支店に実兄H名義の当座取引口座を設け、同年九月死亡するまで多数回にわたりH名義で手形を振り出し、本件約束手形はその一通であり、一方、右Hはいわゆる失対人夫で経済的な信用や実績のある者ではない、というのである。このような事実関係のもとにおいては、訴外Dは、自己を表示する名称としてH名義を使用したものと認めることができるから、その名義を用いた手形署名はD自身の署名とみるべきであり、したがつて、Dは、本件約束手形の振出人として、その手形金支払の義務を負うものといわなければならない。これと結論を同じくする原審の判断は正当であつて、原判決に所論の違法はない。所論引用の最高裁判例(昭和三九年(オ)第七五七号、同四一年一〇月四日第三小法廷判決、週刊金融判例二九号一四頁、昭和三九年(オ)第八一五号、同四二年六月六日第三小法廷判決、裁判集民事八七号九四一頁)は、本件と事案を異にして適切でなく、論旨は採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、 主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 大隅健一郎

裁判官 入 江 俊 郎

裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	松	田	=	郎
裁判官	岩	田		誠